

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第四条 法第十二条第一項の表(以下この項及び次項において「表」という。)(の各号の上欄に掲げる資産で同条第一項に規定する事業の用に供しているものの譲渡(同項に規定する譲渡をいう。次項第一号において同じ。)(をした個人が、同条第四項に規定する翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産の取得(同条第一項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)(をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みである場合において、法第十二条第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。))において準用する同条第一項の規定の適用を受けるときは、取得をする予定の表の各号の下欄に掲げる資産についての取得予定年月日、当該資産の取得価額の見積額及び当該資産が表の各号の下欄に掲げる資産のいずれに該当するかを他の明細を記載した書類を、同条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項の確定申告書に添付しなければならない。

254 省 略

(農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例)

第十六条の二の二 法第四十条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第二十九条の規定の適用については、同条中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法(以下この条において「読み替えた法」という。)(と、「者は」とあるのは「者が、申請により登記を受けようとする場合には」と、「市町村長」とあるのは「福島県知事の証明書及び市町村長」と、「同条第二項」とあるのは「読み替えた法第七十七条に規定する農用地利用集積等促進事業により取得されたものであること、当該土地が施行令第四十二条の四第二項」と、「同条第三項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る

改 正 前

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第四条 法第十二条第一項の表(以下この項及び次項において「表」という。)(の各号の上欄に掲げる資産で同条第一項に規定する事業の用に供しているものの譲渡(同項に規定する譲渡をいう。次項第一号において同じ。)(をした個人が、同条第四項に規定する翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産の取得(同条第一項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)(をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みである場合において、法第十二条第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。))において準用する同条第一項の規定の適用を受けるときは、取得をする予定の同項に規定する買換資産についての取得予定年月日、当該買換資産の取得価額の見積額及び当該買換資産が表の各号の下欄のいずれに該当するかを他の明細を記載した書類を、同条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項の確定申告書に添付しなければならない。

254 同 上

(農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例)

第十六条の二の二 法第四十条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「同条の」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法第七十七条の」と、「市町村長」とあるのは「福島県知事の証明書及び市町村長」と、「法第七十七条に」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法第七十七条に」と、「利用権設定等促進事業」とあるのは「農用地利用集積等促進事業」と、「同条第三項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時

国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第三十一条の二の二の規定により読み替えて適用される施行令第四十二条の四第三項」と、「記載があるもの」とあるのは「並びに当該土地の取得に係る読替後の法第七十条に規定する農用地利用集積等促進計画の公告の日及びその者が当該土地を取得した日の記載があるもの（以下この条において「適格証明書」という。）」と、「ならない」とあるのは「ならないものとし、読替後の法第七十条の規定の適用を受けようとする者が、福島県知事の嘱託により登記を受けようとする場合には、福島県知事に対する登記の嘱託の請求書に、適格証明書を添付し、当該登記の嘱託書に当該適格証明書を添付して当該登記の嘱託をすべき旨の請求をしなければならぬものとする」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）附則第六十一条に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第二条第一項に規定する公共工事という。次条において同じ。）の工期の延長その他やむを得ない事情により令和五年三月三十一日までに改正法附則第六十一条に規定する事業の用に供することができなかつたことにつき内閣総理大臣又は復興局長が確認をした書類を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二条第二項第二号に規定する確定申告書に添付することにより証明がされた改正法第十六条の規定による改正前の震災特例法（以下「旧震災特例法」という。）第十一条の二第一項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産とする。

（法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第三条 改正法附則第六十二条第一項に規定する財務省令で定めるところに

特例に関する法律施行令第三十一条の二の二の規定により読み替えて適用される施行令第四十二条の四第三項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「福島県知事」と、「前項の」とあるのは「前項の福島県知事の証明書及び」と、「に当該」とあるのは「にこれらの」とする。

より証明がされたものは、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により令和五年三月三十一日までに事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣又は復興局長が確認をした書類を確定申告書等（震災特例法第二条第三項第六号に規定する中間申告書で法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び震災特例法第二条第三項第五号に規定する確定申告書をいう。）に添付することにより証明がされた旧震災特例法第十八条の二第一項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産とする。
